

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）職員就業規則（以下「就業規則」という。）第82条第3項の規定に基づき、就業規則に関する疑義又はその適用に基づく措置に対する異議若しくは不服等（以下「苦情」という。）を解決することを目的として設置する法人苦情処理委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定める。

## 第2章 委員会

### (委員会の職務)

第2条 委員会は、第11条の規定により職員が提起した、就業規則等に係る次の事項に関する苦情について審議する。

- (1) 給与額の決定に関する事項
- (2) 任免に関する事項
- (3) 人事考課に関する事項
- (4) 労働条件に関する事項
- (5) 前各号のほか、委員会が適当と認めた事項

### (遵守事項)

第3条 委員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該苦情の処理に際して知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。
- (2) 苦情を申し立てた者の人権に配慮し、申立てによる不利益が生じないようにしなければならない。
- (3) 法人等のシステムを十分に説明し、苦情を申し立てた者が自ら解決方法を選択することができるように支援すること。

### (委員会の構成)

第4条 委員会は、次の区分によって選出された委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 事務局長
- (3) 総務部長
- (4) 事案に応じて学長が指名する者 3人
- (5) 法人事業場別・部局別職員代表委員会が推薦する者 5人

### (任期)

第5条 前条第4号に規定する委員の任期は、第13条に規定する苦情処理決定書を学長に提出したときをもって終了するものとする。

- 2 前条第5号に規定する委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第6条 委員会に、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事を掌理する。
- 3 委員長は、委員会に出席できないときは、委員長の代行を指名することができる。

### (出席の制限)

第7条 苦情の内容に直接利害関係のある委員は、当該苦情の審議に加わることができない。

### (委員会の運営)

第8条 委員長は、苦情が提起された日から起算して、原則として7日以内に委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 苦情に関する決定は、委員総数の3分の2以上の同意を必要とする。

4 前項の同意が得られない場合は、苦情申立人に通知すると共に、その苦情の審議経過を付して学長へ報告するものとする。

(事実調査)

第9条 委員会は、苦情の処理上特に必要があると認めるときは、当該苦情に関係ある事項又は関係資料に係る職員に対し、委員会に出席して説明するように請求することができる。この場合には、質問事項を明示し、かつその職員の所属又は主担当部局等の長を通じて請求をしなければならない。

(会議の非公開)

第10条 委員会は、非公開とする。

### 第3章 苦情解決の手段

(苦情の提起)

第11条 職員が苦情の解決を求めるときは、所定の苦情処理申請書を学長に提出しなければならない。

2 苦情は、事由の発生した日から起算して、原則として60日以内に提起しなければならない。

(審議日数)

第12条 委員会は、前条の申請書が提起された日から起算して、原則として30日以内に審議を終了しなければならない。

(苦情処理決定の通知)

第13条 委員会は、決定した内容につき所定の苦情処理決定書を速やかに作成し、学長に提出しなければならない。

(決定要旨の周知義務)

第14条 委員会は、苦情に関する決定事項のうち、一般的事項の要旨について、職員に公表するものとする。

(原本の保管)

第15条 苦情処理決定書その他苦情に関する書類の原本は、総務部人事課が保管する。

附 則 (平成16年規程第30号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規程第31号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第77号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第95号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。